

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！

日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース

総会特集号 第51号（2016年11月20日）

12月23日に「求める会」2016年度総会（解散総会）を開催します。

最後の総会となりますので、ご参加よろしくお願ひします！

目次

- 2 会員の皆様へ
- 3 2016年度総会開催要項
- 4 2016年度活動総括・中間決算
- 5-6 開示請求から今日までの流れ
- 7-10 総会議案
- 11-15 6・26シンポジウム報告
- 16 ホームページ維持基金へのご支援のお願い



公開シンポジウム「日韓条約と『日韓合意』をつなぐもの」

「日韓会談文書・全面公開を求める会」会員の皆様へ

共同代表 吉澤 文寿 太田 修 田中 宏

2016年度総会（解散総会）へのご参加のお願い

日頃より、「日韓会談文書・全面公開を求める会」の取り組みにご支援いただきありがとうございます。
うございます。

当会は、2005年12月の結成、2006年4月の文書開示請求以来、3件の訴訟も含め、日韓会談文書の全面公開を求める取り組みを進め、約6万ページの外交文書の公開を実現しました。また、情報公開運動上も大きな意義のある判決を勝ち取りました。そして、私たちは開示文書のすべてをホームページ上で公開し、日韓会談研究、よりよい日韓関係構築のための土台を築いてきました。結成当初はこのような大きな運動になるとは予想もしていませんでした。これらの成果はひとえに会員の皆様の物心両面にわたるご支援のたまものです。

一方で、膨大な開示文書のデータベースは体制的にも財政的にも一市民団体が長期にわたり維持し続けることは困難で、この2年間、長期的に維持でき、より利用しやすい形でのデータベース構築の方法を模索してきました。その見通しが一定程度立ったことから、昨年の総会で提案しました通り、新たなアーカイブス開設までの移行組織を立ち上げつつ、来る2016年度総会をもって当会を解散することといたします。

2016年度総会では、例年のようなシンポジウムは開催いたしません。後半には「日韓会談文書公開運動のレガシーをどう継承するか」というテーマの企画も予定しております。会員の皆様におかれましては、当会の新たな門出となる2016年度総会にご参加いただけますようお願いいたします。

2016年度総会（解散総会）開催要項

日時：2016年12月23日（金・休） 午後1時半～5時

会場：東京しごとセンターセミナー室（JR・地下鉄飯田橋駅下車）

千代田区飯田橋3-10-3（ホテルエドモント隣）

13時 開場

13時30分 第1部 2016年度総会・解散総会

- 開会あいさつ
- 吉澤文寿共同代表からのビデオメッセージ
- 2016年度活動総括（山本事務局長）
- 日韓会談文書アーカイブスの現状報告（太田共同代表）
- 決算報告（会計）
- 質疑応答・採択
- 解散総会議事（山本事務局長より一括提案）
- 質疑応答・採択
- 解散宣言

15時 第2部 日韓会談文書公開運動のレガシーをどう継承するか

- 日韓会談文書検索システムについて
- 「あなたもやってみよう！情報公開請求」
- 日韓会談文書公開運動の残したもの～法律家の立場から～（弁護団）
- 日韓会談文書公開運動の残したもの～日韓関係～（李洋秀事務局次長）
- 質疑応答・フリートーク

2016年度活動総括

①4月24日の第5回アーカイブス設立準備委員会、7月22日の開示文書整理作業の検討会を踏まえて、太田共同代表の下で、開示文書整理作業、検索システム開発作業を開始した。日韓会談文書検索システム開設の見通しが立った。

②2015年12月28日の「慰安婦」問題のいわゆる「日韓合意」について、6月26日に公開シンポジウム「日韓条約と『日韓合意』をつなぐものー真の解決とは何かー」を開催し、日韓会談文書公開運動の立場からの問題提起を行った。特に朝日新聞論説委員の箱田哲也氏、ハンギョレ新聞記者のキル・ユンヒョン氏の二人のジャーナリストをパネリストとして招くことができたことは、情報公開運動としての当会の活動にふさわしい内容であった。

③日韓会談文書検索システム、新しいポータルサイトの開設まで、現ホームページを維持するための基金が目標に達した。引き続き、十分な基金を確保するために、寄付の呼びかけを続ける。

日韓会談文書・全面公開を求める会2016年度中間決算（2015年12月1日-2016年10月31日）				
1. 収入				
(1).	前年度繰越金	143,433		
(2).	会費			
	会員会費	237,000	(3000x79 2010-2016)	
	学生・年金者会員	45,000	(1000x45 2013-16)	
	旧サポーター会員	18,000	(2000x9 2015-16)	
	カンパ	96,390	(31	
(3).	集会参加費	37,000		
	雑収入	2		
	合計	576,825		
2. 支出				
(1).	HP契約料	27,324	(2,484x11)	
(2).	集会費	64,258		
(3).	ニュース発行	82,798		
(4).	支払手数料	9,060		
(6).	雑費	0		
	合計	183,440		
3. 収支差額		393,385		

日韓会談文書 開示請求から今日までの流れ

年	月 日	全面開示請求			
2006	4月25日	開示請求			
	5月25日	特例適用通知			
	6月17日	1次部分開示(65頁)			
	10月2日	審査会へ異議申立	一次訴訟(開示期間)		
	12月18日		東京地裁へ提訴		
2007	3月6日		第1回口頭弁論		
	3月28日	1次の逆転全部開示(193頁)			
	4月27日		2次開示(1533頁)		
	5月8日		第2回口頭弁論		
	7月10日		第3回口頭弁論		
	9月25日		第4回口頭弁論	二次訴訟(不開示理由)	
	11月16日			3次開示(5340頁)	
	11月26日		第5回口頭弁論		
	12月26日		原告:勝訴		
			↓		
2008	1月8日		国:東京高裁へ控訴		
	1月26日			三次訴訟(不開示理由)	
	4月18日			4次開示(3482頁)	
	4月23日		控訴審第1回口頭弁論	東京地裁へ提訴	
	5月2日			5次開示(16263頁)	
	5月9日			6次開示(32951頁)	
	5月28日		第2回口頭弁論		
			原告:取下げを提示		
	6月3日		国:取下げ同意で終了		審査会へ異議申立
	6月10日				原告:異議申立書提出
	7月1日			第1回口頭弁論	
	7月7日				国(外務省):第1次補正命令
	8月29日				原告:同意書提出
	9月9日			第2回口頭弁論	
	10月14日			東京地裁へ提訴	
	11月25日			第3回口頭弁論	
	12月17日			第1回口頭弁論	
2009	2月17日			第4回口頭弁論	
	2月19日				異議申立に関する申し入届
	2月26日				国(外務省):第2次補正命令
	3月4日			第2回口頭弁論	
	4月6日				原告:回答及び申し入書提出
	4月15日			第5回口頭弁論	
	5月26日			第3回口頭弁論	
	6月9日				国(外務省):第3次補正命令
	7月8日			第6回口頭弁論	
	7月28日				原告:回答及び申し入書再提出
	9月1日			第4回口頭弁論	
	10月21日			第7回口頭弁論(結審)	

	12月8日			第5回口頭弁論	
	12月16日		原告・敗訴		
			↓		
	12月25日		東京高裁へ控訴		
2010	2月23日			第6回口頭弁論	
	4月21日			第7回口頭弁論	
	5月12日		控訴審 即日結審		
	6月23日		原告・敗訴		原告:申入れ書再々提出
	6月30日		↓	第8回口頭弁論	
	7月7日		最高裁判所へ上告		
	9月8日			第9回口頭弁論	
	9月15日		上告受理申立理由書提出		
	11月5日			第10回口頭弁論	
2011	1月21日			第11回口頭弁論	
	3月18日			第12回口頭弁論	
	5月9日		上告不受理決定・原告敗訴		
	6月14日			第13回口頭弁論	
	8月29日			開示変更決定(63文書)	
	9月6日			第14回口頭弁論	
	9月30日			弁論準備手続き	
	11月29日			第15回口頭弁論中止・弁論準備手続き	
	12月27日			弁論準備手続き	
2012	3月6日			第15回口頭弁論・結審	
	6月21日	再請求			
	7月20日	特例適用通知			
	9月11日			判決言い渡し・延期	
	10月11日			判決言い渡し	
	10月11日			原告一部勝訴	
				↓	
	10月24日			国:東京高裁に控訴	
2013	1月21日	開示決定			
	3月22日	異議申し立て			
	3月29日			開示変更決定	
	4月1日			開示変更決定	
	7月9日			控訴審第1回口頭弁論	
	11月26日			開示変更決定	
	12月10日			控訴審第2回口頭弁論	
	1月26日		財務省文書開示請求		
2014	3月13日			控訴審第3回口頭弁論	
	3月24日			開示変更決定	
	3月26日			控訴審第4回口頭弁論・結審	
	3月28日		第1次開示(22文書)		
	4月2日	開示変更決定			
	7月25日			控訴審判決	
	8月22日	開示変更決定			
	8月25日			開示変更決定	
2015	1月15日	情報公開審査会諮問			
	2月17日	意見書提出			
	5月29日		第2次開示(166文書)		
	7月12日		異議申し立て		
	8月3日		情報公開審査会諮問		
	8月30日		意見書提出		

解散総会議案

議案1 会の解散

「日韓会談文書・全面公開を求める会」は「日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて、朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる。」「外務省からの不開示、部分開示に対して、引続き全面公開を求めて訴訟をおこなう。全面公開を求める当会の目的を達成するために弁護士との連携を密にして行動する。」ことを目的として、2005年12月に結成された。そして、2006年4月25日に日韓の市民の連名で日韓国交正常化交渉（日韓会談）各時期の本会議及び委員会の会議録・関連資料、日本政府が作成した公文書の開示請求を行なった。

外務省は当初、「可能な部分については6月24日までに開示決定、残りは2年後までに」と回答したが、これに対して当会は不開示処分を取り消しと不作為の違法確認を求めて提訴（第1次訴訟）。2007年12月26日に不作為の違法を認定する画期的な判決を勝ち取った。これにより、外務省の開示決定のペースが上がり、6次にわたり、約6万ページが開示されるに至った。

しかし、不開示部分が広範囲に及び、当会は日韓の代表者（被害当事者含む）による不開示処分取り消しを求める訴訟を提起した（第2次訴訟、第3次訴訟）。第2次訴訟は残念ながら敗訴したが、第3次訴訟は2012年10月11日の一審判決で約7割の開示を認める画期的な勝訴判決を勝ち取った。「当該不開示処分に係る行政文書が、条約その他の国際約束に関する文書又はこれに準ずる文書等であって、その作成から当該不開示処分が行われるまでに少なくとも30年以上経過している場合には、被告は（中略）当該不開示文書の作成 後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお当該不開示処分の時点において同条（情報公開法5条 行政文書の開示義務）3号又は4号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を

も主張立証する必要がある」と判断した。情報公開法の運用や訴訟にも大きな影響を与える判決である。外務省は断続的に追加の開示に踏み切らざるをえなくなった。

裁判と並行して、外務省に対する再請求、財務省の保管する日韓会談文書の開示請求を行い、不開示部分については、異議申し立て（審査請求）を行い、現在、情報公開・個人情報保護審査会に諮問されている。インカメラ手続きのある、情報公開審査会の審査では、裁判とは異なる判断が出される可能性があり、注目されるところである。

すべての裁判闘争は終結し、約10年の活動を通じて、約6万ページの日韓会談文書の開示を実現した。一方、当会では開示されたすべての文書データをホームページ上で公開し、誰でもアクセス可能とした。当会のホームページの文書データを基にした報道や研究も取り組まれるようになった。膨大な日韓会談文書の内容は多岐にわたり、今後の日韓関係を再構築する上で無くてはならない基礎的情報であり、更なる活用が望まれるところである。

しかし、その一方で、膨大な文書データベースを維持し続けることは、一市民団体には大きな負担となってきた。裁判が終結した中で、新たな会員・スタッフを拡充し、会費を集めることも困難となっている。また、「朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる」という目的は、当会のみが負うものではなく、むしろ、日韓会談文書を広く活用できる環境を作り、後世につなげることこそ、当会の責任であると考ええる。日韓会談文書検索システムの開発が開始された今、システムの開設までの移行体制を整えた上で、2016年12月23日の2016年度総会をもって、「日韓会談文書・全面公開を求める会」を解散することとする。

議案2 「日韓会談文書等管理委員会」の設立

日韓会談文書データ、ホームページ及びその維持基金等の「日韓会談文書・全面公開を

求める会」の一切の残余財産、審査請求等の残余手続き等は、「日韓会談文書等管理委員会」（以下、「管理委員会」）が引き継ぐ。「管理委員会」の申し合わせ、人事案については別紙の通りとする。

「管理委員会」は現行ホームページを維持・管理するとともに、日韓会談文書公開運動の成果を継承し、情報公開運動、歴史清算運動の発展に資する長期的に維持可能な新たなポータルサイトを開設する。また、「日韓会談文書検索システム」開発の進捗管理を行う。

「日韓会談文書検索システム」の開設にあたり、必要な手続きの一切を、「財産管理委員会」及びその代表者に委任する。

「日韓会談文書等管理委員会」申し合わせ及び人事案

申し合わせ

1 名称及び所在地

当委員会は「日韓会談文書等管理委員会」と称し、所在地を以下の通りとする。

〒160-0004

東京都新宿区四谷 3-3 エスパスコンセール 4F J & K 法律事務所気付

2 目的

「日韓会談文書・全面公開を求める会」（以下、「求める会」）の保有する日韓会談文書データ等、残余財産を引き継ぐとともに、「求める会」の残余事業を引き継ぐ。

3 事業

①「求める会」ホームページを維持し、更新等の管理を行う。その維持には、「求める会」から引き継いだ残余財産をもってこれにあてる。

②「日韓会談文書検索システム」(以下、「検索システム」)の開発を進め、概ね3年をめどに開設する。「検索システム」の引受先の選定、文書データの引き渡し等、法的手続きを含む一切の手続きについて責任をもって遂行する。

③「求める会」ホームページに代わる新たなポータルサイトを開設する。新ポータルサイトは、「検索システム」の窓口になるだけでなく、「求める会」が蓄積した情報公開手続きのノウハウや「求める会」の活動成果を分かりやすく伝えるものとする。

4 委員会の構成

当委員会は、委員長1名、事務局長1名、及びその他の委員で構成する。必要に応じて専任の担当を置き、また委員を補充することができる。

5 法律顧問

契約等法的手続きの必要性に備えるため、法律顧問を置く。

6 解散

事業の完了後、速やかに委員会は解散する。解散の時期、及び残余財産の処理等については、その扱いを委員長に一任する。

人事案

委員長（検索システム開発担当兼） 太田修

事務局長（情報公開審査会担当兼） 山本直好

委員 吉澤文寿 安田多香子 李洋秀

法律顧問 東澤靖 張界満

「日韓会談文書・全面公開を求める会」公開シンポジウム 「日韓条約と『日韓合意』をつなぐもの～真の解決とは何か～」の報告

事務局長 山本 直好

6月26日、東京の港勤労福祉会館で、「日韓会談文書・全面公開を求める会」主催の公開シンポジウム「日韓条約と『日韓合意』をつなぐもの～真の解決とは何か～」を開催しました。急転直下の「12・28合意」。被害者の意思を無視した「最終的かつ不可逆的」との合意内容は、植民地清算を無視し、戒厳令下で締結された「完全かつ最終的」という日韓条約を彷彿とさせるものでした。しかし、その一方で、日韓条約では真の意味では解決していなかったからこそ、日韓両政府が「12・28合意」を演出する必要性が生じたともいえるのではないのでしょうか。50年の時を隔てた二つの「合意」をつなぐことによって、そこにある矛盾をえぐりだし、「真の解決」とは何かを考えてみようという、外交文書公開に取り組んできた「求める会」ならではの企画です。

日韓条約と「日韓合意」をつなぐもの

冒頭に吉澤文寿共同代表から問題提起を行いました（全文は14～15頁掲載）。吉澤共同代表は「『12・28合意』と日韓諸条約締結は多くの点で共通する。第一に、昨年11月の日韓首脳会談後に急テンポで進んだ『妥結』は、1960年代の日韓会談の圧縮版である。第二に、日韓の政治家や官僚らの歩み寄りにもかかわらず、そのプロセスが『被害者不在』であるという批判を免れることができない。第三に、今年初めの朝鮮民主主義人

民共和国による核実験および人工衛星発射を受けて、日米韓三国が対朝強硬姿勢で結束するという『北朝鮮』ファクターによる結束である。このことに加えて、もし『12・28合意』に米国の関与が明確になれば、日米間交渉と呼ばれた日韓国交正常化と共通する第四の要素である。そして、安倍談話に植民地支配に対する言及がなく、『植民地支配認識の欠落』を挙げれば、それが第五の共通点である。このように列挙してみれば、昨年我が会を含めた市民運動がその克服に向けて取り組んだ『1965年体制』は、『12・28合意』というかたちで立ちはだかったといえる。」と指摘。「日韓国交正常化から51年目を迎える2016年6月という現時点において、私たちは改めて問題状況をしっかり把握したうえで、さらなる前進のための議論をしたい」と呼びかけました。

誰のための、何のための「合意」か

シンポジウムでは、朝日新聞論説委員の箱田哲也さん、ハンギョレ新聞記者のキル・ユンヒョン(吉倫亨)さん、アクティブ・ミュージアム 女たちの戦争と平和資料館 (wam) 事務局長の渡辺美奈さんが、多様な視点から「12・28合意」を分析しました。



最初の報告者、箱田さんは、長年、韓国の取材にあたってきた経験を踏まえて、今回の「合意」に至る日韓両政府の内部事情、思惑について、次のように指摘しました。「今回の合意の原型は日本の民主党政権と韓国の李明博政権時代に話し合われていた。しかし、両国とも政権交代があった。韓国の朴槿恵大統領は父親の朴正熙大統領時代にできなかったことを成し遂げたいという気持ちが強い。慰安婦問題もその一つだ。そのため、慰安婦問

題を日韓関係改善の「入口」にしようとした。一方、安倍首相は二世議員であり、朴大統領も同じ感覚で付き合えると考え、話し合いの積み重ねの上で、関係改善の「出口」に慰安婦問題等の懸案解決を位置付けた。そこにボタンの掛け違いがあって3年が費やされた。

『不可逆的』という言葉は韓国側から要求したものだ。日本側が認識を後出しで変えることを防ぐためだ。朴政権側は外交的には成果を誇る政治判断という認識だ。

次に報告したキル記者は「韓国総選挙で与党が大敗したが、朴政権は『合意』を成果と認識しており、実行していく立場は変わっていない。しかし、『合意』を韓国民にどう説明するかは簡単ではない。金兌玄（キム・テヒョン）準備委員会委員長は『10億円は



賠償金ではない』と発言し、批判を受けた。国民は7割が反対だ。朴政権はハルモニを説得して、出来るだけ参加してもらって、挺対協を追い込んで、吸収する戦略だ。数をめぐる争いが始まるのではないか。『再交渉』は事実上の外交問題として困難。政府間交渉としては終わったと思う。慰安婦問題の原点に戻る必要がある。日本軍の責任で行ったにも関わらず、日本政府は認めていない。それが問題解決を困難にした。韓国もベトナム戦争の戦争責任を認めていない。こういう問題解決に向き合う姿勢が必要だ」と報告した。

最後に渡辺さんが報告しました。「今回の『合意』は公式文書もなく、日韓首脳の話合で何が話し合われたかも明らかになっていない。被害者不在のままで、政府間で『最終的・不可逆的』に『合意』したというプロセスに被害当事者から批判が上がった。現時点で被害当事者が何を求めているかを推し量ることは困難。思いや関わりによっても幅がある。しかし、『最終的・不可逆的』に合意したという内容を、受け入れるか否か二者択一をせまるのは暴力だ。与えるだけの国民基金と同じ失敗である。当事者が意見を言い、納得

するための民主的プロセスが欠如している」。

被害当事者の人権をいかに回復するか。それをないがしろにすれば、日韓両政府の思惑に関わらず、問題解決は遠のく。それが、1965年の日韓条約の教訓だったのではないのでしょうか。改めて、誰のための、何のための「合意」かが問われていると言えるでしょう。



問題提起 日韓条約と「日韓合意」をつなぐもの

共同代表 吉澤文寿

日本軍「慰安婦」問題への対応について、日韓両国が合意してから半年が経とうとしている。植民地支配と戦争に対する日本の「歴史的責任」を解決させるために、何が必要なのか。今回のシンポジウムを通して参加者の皆さんとともに考えたい。



「12・28合意」と日韓諸条約締結は多くの点で共通する。第一に、昨年11月の日韓首脳会談後に急テンポで進んだ「妥結」は、1960年代の日韓会談の圧縮版である。第二に、日韓の政治家や官僚らの歩み寄りにもかかわらず、そのプロセスが「被害者不在」

であるという批判を免れることができない。第三に、今年初めの朝鮮民主主義人民共和国による核実験および人工衛星発射を受けて、日米韓三国が対朝強硬姿勢で結束するという「北朝鮮」ファクターによる結束である。

このことに加えて、もし「12・28合意」に米国の関与が明確になれば、日米間交渉と呼ばれた日韓国交正常化と共通する第四の要素である。そして、安倍談話に植民地支配に対する言及がなく、「植民地支配認識の欠落」を挙げれば、それが第五の共通点である。このように列挙してみれば、昨年我が会を含めた市民運動がその克服に向けて取り組んだ「1965年体制」は、「12・28合意」というかたちで立ちはだかったといえる。

また、この合意による「慰安婦」問題のクローズアップとともに、さらに現在的問題として2点挙げるならば、第一に「朴裕河現象」と称される論壇状況について、言論・知識人の姿勢が二分化されている問題があり、第二に「徴用工」問題と称される、朝鮮人強制連行について韓国の大法院判決が再び待たれる中、世論としてフェードアウトしつつあるという問題がある。

日韓国交正常化から51年目を迎える2016年6月という現時点において、私たちは改めて問題状況をしっかり把握したうえで、さらなる前進のための議論をしたい。そこで、今回のシンポジウムでは、日韓合意の現場について箱田哲也さん、4月の総選挙後の韓国の政治状況を踏まえた戦後補償問題についてキル・ユンヒョンさん、そして被害者の立場から何が求められているのかという点について渡辺美奈さんに発言していただくことから、この議論を始めたいと思う。



「日韓会談文書・全面公開を求める会」ホームページ・開示文書データ維持のための基金への協力をお願い

「日韓会談文書・全面公開を求める会」は12月23日の解散総会後も現在のホームページを維持し、日韓会談文書の開示文書データを引き続き皆様にご利用いただけるようにするために、基金を呼びかけ、積み立てを進めてきました。おかげさまで、おおむね向こう3年間は維持できる見通しが立ちました。

しかし、新しい検索システムの開設にあたっては、6万ページにもなる膨大な文書データの内容を一つ一つ精査し、分類整理しなければならず、完成までにさらに時間を要する可能性もあります。そうした、不測の事態に対応するためには現在の金額では十分とは言えない状況です。

このため、引き続き寄付を呼び掛けるとともに、「求める会」の振り込み口座は残し、ホームページの開示文書データをご利用いただいた方にも引き続き寄付を呼び掛けることといたしました。ご理解、ご協力をお願いします。

(振込先)

郵便振込口座 00820-7-102287

名義 日韓会談文書・全面公開を求める会

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 吉澤 文寿

(事務局)

160-0004 東京都新宿区四谷3-3 エスパスコンセール4F

J & K 法律事務所気付 TEL : 090-9204-7607 FAX : 03-5241-9906

E-mail : nikkanbunsyo2012@yahoo.co.jp

HP <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>